

台湾における選挙費用の公的助成

—候補者への助成はなぜ、どのように実現したのか—

京都女子大学現代社会学部教授 松本 充豊

はじめに

東アジアの民主政治には、共通してみられる政治制度が少なくない。その一つが政党助成制度である。日本だけでなく台湾や韓国でも、政党の活動を支援するため、法律に基づいて一定の条件を満たした政党には国庫から活動資金が交付されている¹。さらに、台湾と韓国では、選挙で一定の要件を満たした場合に、やはり法律に基づいて、候補者に対する選挙費用の補助が行われている²。本稿では、こうした候補者への選挙費用の公的助成を「候補者助成制度」と呼んでおく。

台湾における候補者助成制度の歴史は、政党助成制度のそれよりも少しだけ長い。政党助成制度は、1994年に「公職人員選挙罷免法」が改正され、政党の選挙費用の助成に関する規定が盛り込まれたことに始まる。一方、候補者助成制度は、1989年の「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法」の改正にともない導入された³。

台湾において、候補者助成制度はなぜ、どのように導入されたのか。本稿では、当該制度の導入の経緯について、当時の政治状況の変化を視野に入れながら振り返ってみたい。以下では、まずは

台湾における候補者助成制度について、その現状とこれまでの制度の変遷について概観する。次に、1989年の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正を取り上げ、特に候補者助成制度の導入をめぐる動きに焦点を当てて、制度導入の経緯と背景について明らかにする。

1. 台湾の候補者助成制度—その現状と変遷

(1) 制度の現状

台湾の候補者助成制度の根拠法は公職人員選挙罷免法（以下「選罷法」）である。同法では「公職人員」を「中央公職人員」と「地方公職人員」に区別している。中央公職人員とは立法委員のことである。同法が制定された当初（1980年）、中央公職人員には国民大会代表や監察委員も含まれていたが、議会が一院制となった現在は立法委員だけである。地方公職人員には、住民の直接選挙で選出される地方の首長・議員などすべてが含まれる⁴。ちなみに、総統と副総統は、同法の対象となっていない。総統・副総統の選挙・罷免については、別途「総統副総統選挙罷免法」に定められている⁵。

- 1 日本の「政党助成金」、台湾と韓国の「政党補助金」がこれに相当する。政党助成金／政党補助金は、日本では「政党助成法」、台湾では「政党法」、韓国では「政治資金法」に規定されている。
- 2 これは選挙費用の公費負担であるため、選挙公営の一種と見なすことができる。日本でも、お金のかからない選挙にするため、また候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、選挙公営制度が設けられている。ただし、日本の場合、公営で行われるのは選挙期間中の諸活動（ポスター掲示板の設置、選挙公報の発行や演説会の公営施設の使用など）であり、その内容は選挙の種類によって異なる（総務省「選挙公営」(https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo16.html)）。
- 3 「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法」は1980年5月に制定された。その後、1991年5月1日に動員戡乱時期の終了が宣言されたことを受けて、同年7月に「公職人員選挙罷免法」に改正された。
- 4 具体的には、行政院直轄市議会議員、県・市議会議員、郷・鎮・市民代表会代表、直轄市山地原住民区民代表会代表、行政院直轄市長、県・市長、郷・鎮・市長、原住民区長、村・里長である。
- 5 「総統副総統選挙罷免法」（修正日期：民國 112 年 06 月 09 日）全國法規資料庫 (<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020053>)。同法は、総統選挙への直接公選制の導入にともない1995年8月に制定された。

現行の選罷法の規定によると、比例区（「不分区」）で実施される立法委員選挙を除いて、候補者は、当選者が1人の場合は、その得票数が当該選挙区の当選に必要な票数の3分の1以上のとき、当選者が2人以上の場合は、その得票数が当該選挙区の当選に必要な票数の2分の1以上のとき、選挙費用の補助を受けることができる。その金額は得票1票につき30元（新台幣ドル）である。ただし、その最高額は当該選挙区の候補者の選挙費用の最高限度額を超えてはならない（第43条第1項）。そして、当選に必要な票数は、当選者が2人以上の場合は最も低い得票で当選した候補者の得票数を基準とすること、その最低得票で当選した候補者が女性保障枠で当選した場合は、その直前の当選者の得票数を最低当選票数とすることが定められている（同第2項）⁶。

なお、総統副総統選挙罷免法にも同種の規定がある。総統選挙では、正・副総統候補がペアで立候補するが、候補者ペアの得票数が、当選に必要な票数の3分の1以上の場合、その選挙費用が補助される。得票1票につき30元が補助されるが、その最高額は候補者の選挙費用の最高限度額を超えてはならない（第42条第1項）。ただし、政党の推薦を受けた候補者については、推薦した政党がその補助金は受け取ることになっている。また、二つ以上の政党が共同で一組の候補者を推薦した場合には、共同名義で受け取らなければならない（同第2項）。

ちなみに、台湾と韓国の候補者助成制度には、その仕組みに違いがある。台湾では、候補者の選挙費用が、選挙の種類に関係なく得票1票につき一律30元が補助されるのに対し、韓国では、選挙費用が全額補助される場合と、半額補助される場合がある。全額が補助されるのは、大統領選挙、国会議員や市道議会議員の選挙区での選挙、自治区・市・郡議員選挙及び地方自治団体の長の選

挙において、候補者が当選した場合や死亡した場合、または候補者の得票数が有効投票総数15%以上であった場合である。なお、国会議員や市道議会議員の比例代表選挙では、候補者名簿に掲載されている候補者から当選人が出た場合に、当該政党が支出した選挙費用の全額を補助される。一方、半額が補助されるのは、候補者の得票数が有効投票総数の10%以上15%未満だった場合である⁷。

（2）制度の変遷

台湾で候補者助成制度が導入されたのは1989年のことである。同年1月の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正で、候補者の選挙費用を補助する内容の条文が新たに盛り込まれた。このときは、候補者の得票数が、当該選挙区において最も低い得票で当選した候補者の得票数の4分の3以上であることが、補助を受けられる条件とされていた⁸。

当時は、国会議員にあたる「中央民意代表」（国民大会代表、立法委員、監察委員）が中央公職人員とされていた。台湾では、1972年から中央民意代表の「増加定員選挙」が行われていた。中国全土で選出された第1期中央民意代表は、中国大陆での代表性が失われないようにするため、「大陸反攻」が実現して選挙が行えるようになるまでは非改選とされていた（いわゆる「万年議員」）。増加定員選挙とは、彼らの議席はそのままに、台湾選出の議員の定員を増やし、それだけを定期改選する仕組みである。それに立候補して、一定の条件を満たした候補者は、選挙費用の助成対象となったのである。一方、地方公職人員には、官選だった台湾省と行政院直轄市（台北市・高雄市）の首長（台湾省主席と台北市長・高雄市長）は含まれていなかった。

民主化とその後の政治改革の進展に合わせて、

6 「公職人員選挙罷免法」（修正日期：民國114年02月18日）全國法規資料庫（<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020010>）。

7 山本健太郎「韓国の政党・政治資金制度—政党法・政治資金法の概要」『レファレンス』No. 648、2005年（1月）、59頁。韓国では「公職選挙及び選挙不正防止法」が候補者の選挙費用を補助する根拠法となっている。山本によると、半額補助の規定は2004年の同法の改正で新たに設けられたもので、これにより公的助成の対象者が広がった。

8 「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法」（中華民國78年1月26日修正・中華民國78年2月3日公布）立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?00037331511000000000000000000000A000000002000000^01177069050600^000000000000>）。以下、同法の改正内容については立法院法律系統（<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lglawkm>）で確認した。

当該制度の内容も調整されていった。国民大会代表の全面改選を年末に控え、1991年7月に行われた公職人員選挙罷免法（選罷法）の改正では、選挙費用を補助するにあたり、比例区での立法委員選挙は除外することが明記され、金額が得票1票につき10元から30元に増額された⁹。

翌年12月には立法委員の全面改選が実現した。新たに台湾選出の議員だけで構成された立法院において、1994年7月に選罷法の改正が行われた。このとき、中央公職人員から、選挙がなくなった監察委員が除外された¹⁰。一方、地方公職人員には、同年12月に選挙で選出されることになった台湾省長と行政院直轄市長が加えられた。候補者の選挙費用の補助との関連では、その条件において当選者が1人の場合と2人以上の場合の区別がなされ、現行の条文と同じものとなった¹¹。

その後、2005年の第7回憲法改正で、国民大会の「凍結」（事実上の廃止）、立法委員の定数、任期、選出方法の変更が決まった。これにより、台湾の議会が立法院だけの一院制となり、2008年には新たな制度の下で立法委員選挙が実施されることになった。それを受けて、2007年11月に選罷法の全面改正が行われた。この改正で、中央公職人員から国民大会代表、そして地方公職人員から台湾省議会議員と台湾省長¹²が削除された¹³。

ちなみに、1994年7月の選罷法の改正では、政党に対する公的助成を定めた条文が盛り込まれた。比例区の立法委員選挙において、得票率が5%以上の政党に選挙費用を補助すること、金額は得票1票につき5元とすることが定められた（第45条之5第2項）¹⁴。政党助成制度に関する条文は、

このあと1997年5月の同法改正で大幅に変更された。「国家は毎年、政党に対して選挙費用補助金を交付しなければならない」と明記され、直近の立法委員選挙を交付基準の根拠として、比例区の立法委員選挙において得票率5%以上の政党が、選挙費用を補助されることになった。金額は毎年、得票1票につき50元で、当該立法委員の任期満了まで支給される（第45条之5第3項）¹⁵。

その後、2015年1月の選罷法の改正で、得票率5%以上という条件が3.5%に引き下げられた¹⁶。2017年12月に「政党法」が施行されると、同法が政党助成制度の根拠法となった。助成対象は直近の比例区での立法委員選挙で得票率3%以上の政党に改められ、ハードルがさらに引き下げられた¹⁷。

2. 候補者助成制度の導入

（1）政治的背景

候補者助成制度は、1989年の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正にともない導入された。同法がこの時期に改正されたのは、当時の政治状況と深くかかわっていた。

1988年に蔣経国が死去した後、台湾では政治改革が進められていた。独裁体制が民主化に向かうのかどうか、当時はまだ定かではなかったが、政党の結成の合法化はその焦点の一つとなっていた¹⁸。1987年7月に戒厳令が解除され、政党の結成を禁じた「党禁」も解かれた。しかし、それによって、1986年9月に結成されていた民主進歩党（民進党）が直ちに公式な政党として認められたわけではなかった。1989年1月、それまでの「非常

9 「公職人員選挙罷免法」（中華民國80年7月16日修正・中華民國80年8月2日公布）。

10 1992年の第2回憲法改正により監察院は準司法機関とされ、監察委員選挙は廃止された。監察委員は現在、総統が指名し、立法院の同意により任命されている。

11 「公職人員選挙罷免法」（中華民國83年7月15日修正・中華民國83年7月23日公布）。

12 1997年の第4回憲法改正で台湾省の「凍結」（事実上の廃止）が決まり、1998年12月20日をもって台湾省政府の地方自治機関としての機能が停止された。その結果、省政府は行政院の出先機関となった。省長と省議会はそれぞれ省主席と省諮議会に改組され、台湾省長選挙と台湾省議会議員選挙は廃止された。

13 「公職人員選挙罷免法」（中華民國96年11月6日全文修正・中華民國96年11月7日公布）。

14 注12と同じ。

15 「公職人員選挙罷免法」（中華民國86年5月31日修正・中華民國86年6月18日公布）。

16 「公職人員選挙罷免法」（中華民國94年1月20日修正・中華民國94年2月5日公布）。

17 「政党法」（公布日期：民國106年12月06日）全國法規資料庫
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020078>。

18 民主化を進めるには、国会議員（中央民意代表）の全面改選に向け、万年議員の退職を実現する必要があった。当時、その自発的な退職を促すための法案（「第一屆資深中央民意代表自願退職条例」）も審議されていた。同条例は1989年1月に成立し、同年2月には施行されたが、万年議員の退職は実際にはなかなか進まなかった。

時期人民団体組織法」が全面改正され、「動員戡乱時期人民団体会法」が成立した。これを受けて、中国国民党（国民党）と民進党は同法に則って政党登録を行い、台湾は正式に複数政党制の時代を迎えることとなった。

動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正は、そうした動きとも決して無縁ではなかった。同法には実情と乖離した不合理な規定が多く、その実効性が疑問視されていたこともあり、同法の改正を求める声は早くから存在していた。さらに、複数政党制の成立が展望される中で、1989年末には次の増加定員選挙が予定されていた。そのため、政治団体が選挙活動に参加するためのルール作りが課題となっていたのである。

1987年1月、中央選挙委員会と関係官庁の代表による初会合が行われ、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正法案の作成が始まった。その目的は、現行法の規定の欠点の検討と修正、そして政治団体の選挙参加のルールを定めることにあった。1988年11月17日、行政院（政府）は改正法案（以下「行政院案」）を閣議決定し、立法院に送付した¹⁹。

（2）制度導入の経緯

行政院案には、候補者助成制度に関する条文は盛り込まれていなかった。それでは、当該制度の導入はどのような経緯で実現したのか。立法院の議事録をもとに、その審議の過程を振り返ってみたい²⁰。行政院案は1988年11月25日、立法院の院会（本会議）において、内政・司法・法制の三委員会による連合審査会への付託が決まった²¹。行政院案の中に関連する条文がない以上、委員会審査において候補者に対する公的助成の問題が議論されることはなかった。

流れが大きく変わったのは、1989年1月20日のことである。この日の本会議で、国民党の立法

委員・林庚申から修正案が提出された²²。修正案は、現行法および行政院案にある三つの条文を修正し、新たに二つの条文を追加したもので、後者の一つが候補者助成制度にかかわるものだった。修正案は連合審査会への付託が決まり、委員会審査が行われた。その後、同月24日の本会議で修正案は行政院案と併せて審議され、26日に可決された²³。こうして、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正の一環として、候補者助成制度が導入された。

修正案の提出後、審議が比較的順調に進んだことがわかる。その経緯を明らかにした施素雲の研究²⁴からは、三つのポイントが浮かび上がってくる。第1のポイントは、民進党が「公費選挙の確立」を盛り込んだ対案を発表したことである。1988年12月5日、連合審査会で行政院案の審査が始まった。民進党がこれに合わせて発表した行政院案への独自の対案には、①中央選挙委員会委員は各党と無所属議員が共同で推薦し、どの政党に所属する委員も過半数を超えてはならない、②監察委員選挙では単記法を採用する、③省長・市長（筆者注：行政院直轄市長）の民選化の規定を盛り込む、④政党の選挙参加に関する規定を明確化する、⑤公費選挙を確立する、という五つの原則が示されていた。公費選挙の確立という原則が、候補者に対する選挙費用の公的助成を意味するものである。ただし、行政院案の審査が行われた連合審査会では、民進党の対案が議論の対象となることはなかった。

実は、この公式な委員会審査と並行して、それとは別に国民党と民進党の間では、各党の代表者による非公式な協議が開かれ、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正に関する重要な論点をめぐって意見交換が行われていた。そうした非公式な政党間協議が繰り返され、その場での折衝を通じて、お互いの妥協点の探り合いも可能になって

19 施素雲「動員戡乱時期公職人員選挙罷免法制訂及其二次修正過程之研究」國立政治大學政治研究所碩士論文、1991年、69-83頁。

20 立法院での会議記録は「立法院議事及發言系統」（<https://lis.ly.gov.tw/lylgmeetc/lgmeetkm>）で確認できる。

21 「立法院公報」第77卷第95期院會紀錄、163-166頁。

22 「立法院公報」第78卷第6期院會紀錄、51-54頁。

23 「立法院公報」第78卷第7期院會紀錄、49-86頁、同第78卷第8期院會紀錄、8-48頁、149-150頁。

24 施、前掲論文、83-91頁、103-120頁。以下の記述は、特記以外、当該論文の内容に依拠している。

いたのである。

第2のポイントは、1989年1月5日に開かれた国民党の「党政関係協調会」である。党政関係協調会は、党と政府の方針を調整する（実際には、党が政府を統制する）ためのハイレベルな会議体で、党秘書長の李煥が議長を務め、党や政府の幹部たちが出席していた。この日の会議では、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正に関して、いくつかの重要な決議がなされた。その一つが公費選挙制度の新設だった²⁵。

決議では、民進党が提案した修正条文の追加を受け入れ、公費選挙制度を成立させる方針が示された。得票がその選挙区の当選票数の3分の2を超えた候補者は、政府がその選挙費用を補助し、その金額は得票1票につき10円で計算することも明記されていた²⁶。この決議の内容は、国民党が民進党に譲歩できる最低ラインを示したものであったといえる。

そして、第3のポイントが、林庚申等32人による修正案の提出である。党政関係協調会の翌日（1月6日）、その決議の内容が両党の代表による協議の場で示された。国民党側が譲歩したことで協議は進展し、議論の末、最終的に民進党側も修正案を提出することに合意した²⁷。国民党を代表して協議に参加してきた林庚申が中心となって、修正案が提出されることになった。なお、公費選挙に関する追加条文では、「公職人員候補者の得票数が、当該選挙区において最も低い得票で当選した候補者の得票数の4分の3以上であるとき、その選挙費用が補助される」という条件で落ち着いた。そして、1月20日の本会議において、林庚申が臨時提案として修正案を提出した。

その後、委員会での審査から本会議での可決・成立まで、審議が順調に進んだことは上述したとおりである。その理由の一つは、行政院案については、委員会審査の段階でかなりの合意が形成さ

れていたからである。行政院案の逐条審査が繰り返され、意見が割れた条文での合意形成が図られてきた。もう一つは、林庚申が提出した修正案は、事前に両党の協議を経て提出されたもので、基本的に両党がその内容に合意していたためである。修正案の委員会審査や、本会議での行政院案と併せての審議が順調に進んだのは、舞台裏での交渉を通じて両党の合意が実現していたからである。候補者助成制度の導入はその賜物だったといえよう。

（3）国民党が譲歩した背景

これまで紹介した経緯から、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正をめぐる、民進党が行政院案の対案を示し、国民党が民進党の要求に譲歩して、両党の非公式な協議で合意が形成されたことがわかった。その結果としての候補者助成制度の導入だった。

それでは、国民党はなぜ譲歩したのか。施素雲は、1980年代を通じての台湾の政治状況の変化、特に立法院における変化に注目している。そして、国民党に譲歩を促した要因として、民進党からの圧力の増大を指摘する。1980年代に入ると、その前身である「党外」勢力が徐々に拡大し、議会外で街頭デモや座り込みなど抗議運動を展開したほか、議会内では議席の増加にともない、連携して一致した行動をとるようになった。議事妨害的な「手続き発言」（「程序発言」）²⁸や「肢体抗争」と呼ばれる身体的な衝突などの実力行使に訴えることもあった。これらが国民党との交渉の余地を広げることになった。特に民進党はその結成後、オポジションとしての立場を鮮明にし、立法院の議事文化に強いインパクトを与えたとされる。

第1に、その強烈的な抵抗や抗議が、議事の場合から「資深立法委員」を次第に退かせ、「増額立法委員」をその中心的存在に変えていった。資深立

25 同決議では、監察委員選挙の投票方式の変更（現行の2分の1連記制から3分の1連記制へ）、選挙訴訟制度の改正（現行の一審終審制から二審終審制へ）という方針も示された（何旭初「監委選舉連記人數 不超過應選名額1／3 執政黨黨政協調會 確立選罷法修正原則」『聯合報』1989年1月6日）。

26 同上。

27 何旭初「公費競選 一票補助十元 選舉訴訟 改為二審終結 選罷法草案溝通獲共識 政黨助選活動限制將放寬」『聯合報』1989年1月7日、台北訊「選罷法修正案突破性發展 公費選舉制度 可望實施」『聯合報』1989年1月9日。

28 日本での「議事進行に関する発言」に近いもので、野党が議事進行の牽制や、抗議や議事妨害の口実に使うことが多い。

表1 議員の発言者数

	1980 年	1983 年	1989 年
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
資深立法委員	36 (68)	17 (30)	5 (11)
増額立法委員	17 (32)	40 (70)	40 (89)
合計	53 (100)	57 (100)	45 (100)

(出所) 施素雲 (1991) 表一、をもとに筆者作成。

法委員とは万年議員のことである。ベテランの立法委員という意味で、公的な資料ではこのように呼ばれることが多い。増額立法委員とは立法委員の一部定期改選（増加定員選挙）で選ばれた議員である。

施素雲による興味深い統計があるので、ここで紹介しておきたい。表1は、1980年の動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の制定、および1983年と1989年の2回の改正を対象に、立法院での審議における議員（立法委員）の発言状況を示したものである。資深立法委員の発言者の数が徐々に減少していったことがわかる。その要因としては、彼らの高齢化にともなう自然淘汰も無視できないが、民進党からの圧力が最も大きかったという。

表2は、議場での各議員の活動の度合いを知る手掛かりとして、資深立法委員と増額立法委員による発言回数の違いを示したものである。ここからは、増額立法委員の存在感が急速に高まっていった様子がうかがえる。資深立法委員による発言の割合は、1980年には過半数（57%）を占めていたが、1989年にはわずか3%にまで落ち込んでいる。議場では、彼の発言の余地はほぼなくなり、増額立法委員が議事の主導権を完全に握るようになったことがわかる。

資深立法委員はそもそも選挙と無関係であるから、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の制定や改正に何の利害も持たなかった。発言するにしても、その内容は党の意思を貫徹するものでしかなか

表2 議員の発言回数

	1980 年	1983 年	1989 年
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
資深立法委員	412 (57)	110 (19)	15 (3)
増額立法委員	314 (43)	464 (81)	424 (97)
合計	726 (100)	574 (100)	439 (100)

(出所) 施素雲 (1991) 表二、をもとに筆者作成。

た。しかし、増額立法委員はそうではなかった。選挙は彼らにとって切実な問題だった。彼らは自らの発言について有権者に責任を負わなければならなかった。また、政治・社会環境の変化、特に民進党との競争の激化によって、国民党の増額立法委員には、党の公認が必ずしも当選を確約するものではなくなっていた。表3は、党外および民進党の増額立法委員による発言者数と発言回数の推移を示したものである。激しくなる競争を背景にして、増額立法委員の間でも、与野党の議員の発言頻度の差は次第に縮小していった。また、国民党の増額立法委員にとって、改革の成果をすべて野党の功績に帰することは、必ずしも得策ではなかった。国民党側から改革の提案や、審議過程で大きな譲歩が示されたのは、こうした点から理解できるであろう。

そして第2に、国民党の一党支配が揺らぎ、政党間の競争の時代を迎える中で、新たな議事文化が形成されたことである。動員戡乱時期公職人員選挙罷免法が制定され、最初の改正が行われた頃は、国民党と党外の対立が際立っていた。党外の立法議員は発言回数こそ多かったものの、それが成果につながることはなかった。延々と発言を繰り返しても、結局は「原案通り、異議なし通過」と押し切られる場合もあれば、法案が採決に移されると多数を占める国民党の主張通りに可決・成立した。

しかし、1989年には状況は大きく変化してい

表3 「党外」／民進党議員の発言者数と発言回数

	1980 年		1983 年		1989 年	
	人数	回数	人数	回数	人数	回数
「党外」／民進党	4	317	10	350	12	190
総発言者数／回数	53	726	57	574	45	439
割合	8%	44%	18%	61%	27%	43%

(出所) 施素雲 (1991) 表三、をもとに筆者作成。

た。事実上、民進党は最大野党となっていた。そして、本会議や委員会での発言が唯一の意見表明の手段ではなくなり、交渉や抵抗の中心は舞台裏での与野党の協議へと移った。そこでは集中的な折衝を通じて、様々な交換条件も示されて調整や妥協が図られた。非公式な政党間協議という新たな議会文化が、修正案を提出し、行政院案と併せて審査するという譲歩を、民進党が国民党から引き出すことを可能にした一因だったといえる。

おわりに

本稿では、台湾の候補者助成制度について、それがなぜ、どのように導入されたのかを見てきた。当該制度をめぐる日本、韓国との違い、そして台湾における制度の現状とその変遷を紹介した。その導入の経緯からは、動員戡乱時期公職人員選挙罷免法の改正の過程において、民進党の要求に国民党が譲歩し、両党の非公式な協議を通じて合意に至ったことが明らかになった。そうした新たな議事文化が生まれる中で、当該制度は導入された。

候補者助成制度の導入の経緯から見えてきたのは、台湾の政治が民主化に向かうのか、まだ不確実な状況にある中で、立法院では代議制民主主義

の実践が積み重ねられていたことである。今日も見られる身体的衝突などの実力行使がこの頃に始まったことも興味深い。

立法院内では、国民党と民進党の党派間の亀裂に加えて、資深立法委員と増額立法委員の亀裂も顕在化していた。その亀裂は、省籍の違い（外省人か、本省人か）に由来するところが大きかったが、選挙での勝利を必要とするかしないかという、政治家としての根本的な利益の違いに基づくものでもあった。それが議事の行方を左右するようになっていた。

非公式な政党間協議という議事文化は、このあと慣例化していった。最終的には1999年の国会改革において「党団協商」として法制化され、台湾の議会における公式な議会制度となった。こうした議会制度の存在は世界でも珍しいとされる²⁹。

候補者助成制度は、決して台湾特有のものではないが、台湾の民主政治を特徴づける制度の一つであるといえるだろう。台湾の政治の行方が定かではない、いわば過渡期に生まれたこの制度は、いまや台湾の民主政治を支える制度として定着し、機能しているのである。

29 同制度については、何弘光『立法院黨團協商制度』五南出版社、2025年、を参照。